

春日部市スポーツ協会スポーツ賞表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、春日部市スポーツ協会（以下「スポ協」という。）規約第3条第5項の規定に基づき、春日部市のスポーツ振興・発展に貢献し、その功績顕著な者及びスポーツ界で優秀な成績を修めた者に対し、春日部市スポーツ賞（以下「スポーツ賞」という。）を贈り、その栄誉を顕彰することを目的とする。

(対象期間)

第2条 表彰の対象期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(表彰の選考)

第3条 表彰者の選考は、次の中から選考委員会が決定する。

(1) 推薦基準に基づき推薦された者

(2) 功労者

(スポーツ賞の種類)

第4条

(1) 功労賞

(2) 優秀選手賞

(3) スポーツ奨励賞

2 最優秀選手賞は、優秀選手賞該当者の中で最も優れた成績を修めた個人又は団体に贈るものとする。

3 優秀指導者賞は、最優秀選手賞を受賞する個人・団体を育成し、又は指導した者に贈るものとする。

(表彰の対象等)

第5条 表彰の対象は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 加盟団体の部 春日部市スポーツ協会細則第2条第1号の規定に基づく加盟団体であること。

(2) 協力団体の部 春日部市スポーツ協会細則第2条第2号の規定に基づく協力団体であること。

(3) 市民一般の部 次のア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 市内に在住、在勤又は在学をする者

イ 春日部市レクリエーション協会に加盟する団体

2 表彰種目は、原則として前項第1号、第2号及び第3号イの範囲とする。

3 功労賞は、次のいずれかに該当する者で、この規程に基づく表彰を受けていないものに対して行うものとする。

(1) スポ協の役員で、スポ協の運営に特に功労のあった次に掲げる者

ア 会長、副会長、理事長及び副理事長にあつては、2期以上務めた者

イ 理事、評議員、監事及び幹事にあつては、5期以上務めた者

(2) 本市のスポーツ振興に著しく功績のあった者

(推薦基準)

第6条 第4条に定める各賞の推薦基準は、次に掲げるとおりとし、原則として同一候補者の重複推薦はできないものとする。

(1) 優秀選手賞は、次のアからエまでのいずれかに該当するものに対して行うものとする。

ア 次に掲げる条件を全て満たす県大会において優勝した個人又は団体

(ア) 全県的規模をもって実施される大会であること。

(イ) 地区予選又は地区からの推薦若しくは選抜選考会を経る標準記録を上回る等により代表権を得た個人又は団体が参加する大会であること。

(ウ) 公益財団法人埼玉県スポーツ協会・埼玉県レクリエーション協会・埼玉県スポーツ少年団並びに埼玉県小学校体育連盟・埼玉県中学校体育連盟・埼玉県高等学校体育連盟等が主催又は後援している大会でスポ協が認めた大会であること。

イ 関東大会において、優勝又は準優勝した個人又は団体

ウ 全国大会において、第3位以内に入賞した個人又は団体

エ 国際大会に出場し、第8位以内に入賞した個人又は団体

(2) スポーツ奨励賞は、次のア又はイのいずれかに該当する者に対して行うものとする。
ア 前号ア(ア)から(ウ)までに掲げる要件を満たさなくても表彰することが妥当であると選考委員会が認めた大会で、優秀選手賞に準ずる順位基準に入賞した個人又は団体

イ 小学校体育連盟(以下「小体連」という。)及び中学校体育連盟(以下「中体連」という。)が主催する大会において、市内タイ記録又は市内新記録を樹立した者

(候補者の推薦)

第7条 候補者の推薦については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が所定の用紙に必要事項を記載し、スポ協会長に提出するものとする。

- (1) 加盟団体及び協力団体 各加盟団团长
- (2) 小体連及び中体連 支部長
- (3) 高等学校体育連盟 学校長
- (4) 市民一般の部 推薦状をスポ協事務局(以下「事務局」という。)が仮受付を行い、スポ協会長が第8条に規定する委員の中から指名する者が内容の精査を行い、受付の可否を判断する。

(表彰選考委員会)

第8条 選考委員会は、次のとおりとする。

- (1) 会長 (2) 副会長 (3) 理事長 (4) 副理事長 (5) スポーツ推進課長
- 2 委員長は、会長が務める。
- 3 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(表彰の時期)

第9条 表彰は、当該年度末において行う。

(島村基金賞)

第10条 公益信託春日部市民スポーツ振興基金より、当該年度的最優秀選手、個人・団体及び優秀指導者に対し、島村基金賞を贈るものとする。

(県表彰推薦)

第11条 県表彰の推薦については、次の各号のいずれかに該当する者を選考委員会で選考し理事会で決定する。

- (1) スポ協役員で、功労のあった者
- (2) 選手又は各団体幹部で適当な者の順で選考された者
- (3) 上記のいずれかに該当する者で、この規程に基づく表彰を受けていない者

(附 則)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

平成25年4月1日一部改正

平成28年5月8日一部改正

平成29年5月20日一部改正

令和元年5月18日一部改正

令和2年4月30日一部改正

春日部市スポーツ協会細則(抄)

(組 織)

第2条 スポ協は、次の諸団体等をもって組織する。

(1) 加盟団体

- (ア) 野球連盟 (イ) ソフトテニス連盟 (ウ) 柔道連盟 (エ) 空手道連盟
- (オ) スキー連盟 (カ) 卓球連盟 (キ) 山岳連盟 (ク) スケート連盟 (ケ) 陸友会
- (コ) ソフトボール協会 (サ) サッカー協会 (シ) バレーボール協会
- (ス) バスケットボール協会 (セ) 剣道連盟 (ソ) ラグビー協会 (タ) テニス協会
- (チ) 弓道連盟 (ツ) 小学校体育連盟 (テ) 中学校体育連盟 (ト) 高等学校体育連盟

(2) 協力団体

- (ア) スポーツ推進委員協議会 (イ) スポーツ少年団